

特定非営利活動法人
シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団 御中

年 月 日

就任承諾及び宣誓書

住 所

氏 名

印

私は、特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団の 理事 監事 に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条各号の規定に違反しないことを誓います。

[備考]

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された住所又は居所を記載する。

※法第二十条の規定

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 成年被後見人又は被補佐人
- 破産者で復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合
 - 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

五 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者

六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から二年を経過しない者

※法第二十一条の規定

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

特定非営利活動法人
シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団 御中

年 月 日

誓 約 書

住 所

氏 名

(印)

私は、特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団の役員(理事または監事)として下記の事項を遵守することを誓約します。

1. 就任承諾書及び宣誓書の通り、今後も特定非営利活動促進法第20条各号における同法第21条の該当しないこと。(違反しないこと。)
2. 役員として、誠意をもってその職務を遂行し、本会の発展のため全力を尽くすこと。
3. 職務外の私事にあっても本会の品位の向上並びに社会的地位の向上に務めること。
4. 本会や本会会員に対する(損害や罰則等)問責事項が生じた場合は、本会を代表し応分の責を負い、全力を尽くして問題解決に務めること。
5. 届出事項(住民票等記載事項等)に変更が生じた場合は、自ら延滞なく届け出ること。
6. 職務の遂行に支障を来すような状況に陥った場合は、速やかに自ら申し出る他、本会の意志に進退を委ねること。
7. 辞任等を申し出た以降についても、退任日(登記が抹消された日)までは、この誓約書の効力を認め、責任をもって職務にあたること。
8. 職を辞した後も、本会の品位や社会的地位を貶める言動を行わないこと。。
9. 本会が解散する場合は、(誠意をもって)法に基づきその精算にあたること。

注) 用紙の大きさは、日本工業規格(JIS)A4とする。

注) 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された住所又は居所を記載する。